

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第二項第五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の種類等（昭和四十五年厚生省告示第三百六十六号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>かぜ薬く瀉下薬（略）</p> <p>鎮咳去痰薬</p> <p>鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口服液剤（エリキシル剤を除く。）、シロツプ剤、トローチ剤又はドロツプ剤（有効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。）の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。）をいう。</p> <p>1～4（略）</p> <p>鎮量薬く鼻炎用点鼻薬（略）</p>	<p>かぜ薬く瀉下薬（略）</p> <p>鎮咳去痰薬</p> <p>鎮咳又は去痰を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口服液剤（エリキシル剤を除く。）、シロツプ剤、トローチ剤又はドロツプ剤（有効成分に白糖、水飴などを加え、一定の形状に製したもので、口中で徐々に溶解させ、又は崩壊させて用いる製剤をいう。）の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。）をいう。</p> <p>1～4（略）</p> <p>鎮量薬く鼻炎用点鼻薬（略）</p>

鼻炎用内服薬

鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロツプ剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。）をいう。

1 (略)

2 有効成分の配合割合

(1) (2) (略)

(3) 別表第十四のIのB項に掲げる有効成分を配合する場合は、経口液剤又はシロツプ剤以外のもの限り、かつ、同表のVに掲げる有効成分と配合してはならない。

(4) (略)

3 (略)

胃腸薬、鎮痒消炎薬 (略)

別表第一、第四 (略)

別表第五

鼻炎用内服薬

鼻炎症状の緩和を目的として調製された内服用薬剤であつて、カプセル剤、顆粒剤、丸剤、散剤、錠剤、経口液剤（エリキシル剤を除く。）又はシロツプ剤の剤形のもの（医師が患者に施用し、又は処方することを目的とするもの、漢方処方に基づく製剤、生薬のみからなる製剤及び徐放性製剤を除く。）をいう。

1 (略)

2 有効成分の配合割合

(1) (2) (略)

(3) 別表第十四のIのB項に掲げる有効成分を配合する場合は、経口液剤又はシロツプ剤以外のもの限り、かつ、同表のVIに掲げる有効成分と配合してはならない。

(4) (略)

3 (略)

胃腸薬、鎮痒消炎薬 (略)

別表第一、第四 (略)

別表第五

別表第六～第十八
(略)

別表第六～第十八
(略)